

# 資金決済に関する法律に基づく利用終了及び払戻し実施のご案内

平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、風連町商工業協同組合発行の商品券につきましては、令和6年1月31日（水）をもちましてご利用を終了させていただきます。資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、払戻しを実施させていただきます。

未使用の風連町商工業協同組合発行の商品券をお持ちのお客様は、ご利用終了日までにご利用いただくか、以下の払戻し期間内にお申し出いただきますようお願い申し上げます。

## 1. ご利用終了及び払戻しを行う前払式支払手段の種類

### 風連町商工業協同組合発行商品券（五百円・千円）



## 2. ご利用終了日

**令和6年1月31日（水）まで**

## 3. 払戻しの申出期間

**令和6年2月1日（木）～令和6年5月15日（水）**

受付時間は、午前9時～午後5時30分（土・日・祝は除く）

※当該期間内に払戻しの申出がない場合は、この払戻し手続から除斥されます。

## 4. 申出の方法

風連町商工業協同組合（風連商工会）事務所に未使用の風連町商工業協同組合発行商品券を持参してください。

商品券を持参出来ない方については、お申し出される方の住所、氏名、連絡先を風連町商工業協同組合（風連商工会）事務所までお電話にてご連絡ください。

ご連絡いただきましたら、返信用封筒と「風連町商工業協同組合発行商品券払戻し申請書」を送付いたします。必要事項をご記入いただき、返信用封筒に未使用商品券を同封のうえ、返信してください。なお、郵送料、振込料は組合で負担します。

## 5. 払戻しの方法

先着順全額払いとし、商品券を事務所窓口を持参した枚数を確認の上、現金にて支払います。

また、郵送された方は、返信された払戻し申請書記載内容と未使用商品券を確認し、指定口座へ額面の合計金額を振込みます。（返信用の切手代、振込手数料は当組合で負担します。）

なお、郵送での申請の場合は、払戻し期間の最終日の消印までが有効となります。また、明記された個人情報は、本件払戻しに関する事項以外には使用いたしません。

## 6. お問い合わせ先

風連町商工業協同組合（風連商工会）事務所

〒098-0504 北海道名寄市風連町本町63番地（風連商工会事務所内）

電話 01655-3-2077